

8 安全管第 1 1 号

平成 8 年 9 月 2 5 日

北海道電力株式会社

原子力部長 殿

資源エネルギー庁公益事業部  
原子力発電安全管理課長



発電用軽水型原子力発電施設におけるアクシデントマネジメント  
の整備について

標記の件に関し、電気事業者から提出のあった「アクシデントマネジメント検討報告書」（平成 6 年 3 月 3 1 日）に対し当省は、原子力発電技術顧問からなる「シビアアクシデント対策検討会」の専門的意見を参考にしつつ検討して、「軽水型原子力発電所におけるアクシデントマネジメントの整備について 検討報告書」（平成 6 年 1 0 月、通商産業省資源エネルギー庁）を取りまとめた。

上記の検討の中では本アクシデントマネジメント策の整備に際し、設計基準事象に対する防護の水準が低下してはいけないとの観点から、技術的検討がなされている。

本アクシデントマネジメント策は適宜実施に移されていくことが要望されているところであり、実施に当たっての工事が本来期待されている安全機能を阻害するような影響を与えないものであることを確認する必要があることから、アクシデントマネジメント策に係る電気工作物の設置又は変更の工事を行うに当たっては、その工事が電気事業法第 4 7 条（工事計画認可）、第 4 8 条（工事計画届出）の手続きを要する場合、「アクシデントマネジメント策の整備に係る工事が安全機能へ影響を及ぼさないことを説明する書類」を参考資料として添付されたい。また、当該手続きを要しない場合も、下記の要領で報告書を提出されたい。

## 記

### 1. 提出先

建設班

### 2. 報告書の内容

- (1) アクシデントマネジメント策の整備に係る工事が安全機能へ影響を及ぼさないことを説明する書類
- (2) 工事工程表